

二条大橋デザイン検討会議開催要綱

平成 27 年 11 月 30 日決定

(趣旨)

第1条 二条大橋補修事業において、デザイン面の配慮が必要となる施設の整備に関して、専門的見地及び地域的視点から意見や助言を求める目的として、二条大橋デザイン検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の役割)

第2条 会議は、二条大橋の次の各号に掲げる事項について、意見を交換し、市長に助言を行うものとする。

- (1) 歩道舗装、高欄、防護柵、照明、桁塗装のデザイン
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の趣旨に合致し、かつ、市長が必要と認める事項

(組織及び委員の任期)

第3条 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が就任を依頼する。

2 委員の任期は、就任の日から会議の目的が達成されたときまでとする。

(会議の招集)

第4条 会議は、市長が招集する。

(会議の進行)

第5条 会議の進行は、事務局が行う。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、決定の日から実施する。